○性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の制定について

平成26年２月28日例規（府民・刑総・生総）第５号

この度、「性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の制定について」（平成17年12月19日例規（府民・刑総・生総）第120号）の全部を改正し、別記のとおり性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領を定め、平成26年４月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領

第１　目的

性犯罪の被害を原因として性犯罪被害者（以下「被害者」という。）が負担することとなる医療機関の診断等に係る費用（以下「診断費用」という。）の一部を被害者支援の一環として大阪府警察において支出し、被害者の精神的被害及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第２　対象となる性犯罪

診断費用の公費による支出の対象となる性犯罪は、次に掲げる性犯罪のうち、大阪府警察が医療機関の診断を必要と認めるものとする。

(１)　強制わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪で、未遂罪を含む。）

(２)　強制性交等罪（刑法第177条の罪で、未遂罪を含む。）

(３)　準強制わいせつ罪又は準強制性交等罪（刑法第178条の罪で、未遂罪を含む。）

(４)　監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪（刑法第179条の罪で、未遂罪を含む。）

(５)　強制わいせつ致傷罪、準強制わいせつ致傷罪、監護者わいせつ致傷罪、強制性交等致傷罪、準強制性交等致傷罪又は監護者性交等致傷罪（刑法第181条の罪）

(６)　強盗・強制性交等罪（刑法第241条第１項の罪）

(７)　強盗・強制性交等殺人罪（刑法第241条第３項の罪）の未遂罪

第３　支出する診断費用

公費により支出する診断費用は、次に掲げるもの（以下「初診料等」という。）とする。

(１)　初診料

(２)　犯罪を立証するために行った処置（犯罪に起因する外傷に対する応急処置的な治療及び投薬を含む。）に係る費用

(３)　避妊のために緊急に行った処置に係る費用

(４)　性感染症の予防のために行った処置に係る費用

(５)　性感染症検査（梅毒、ＨＩＶ感染症（エイズ）、クラミジア感染症、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎、淋(りん)病その他医師が必要と認める性感染症についての検査をいう。以下同じ。）に係る費用。ただし、同一の検査を受診する場合における検査の回数の上限は、２回とする。

(６)　診断書料（原則として１通分とする。）

(７)　人工妊娠中絶に係る費用

(８)　前記(２)から(７)までの処置等を受ける際に必要となる再診料等

第４　支出の要件

次のいずれかに該当する場合は、初診料等を公費により支出しないものとする。

(１)　被害者が公費による支出を拒んでいるとき。

(２)　被害者が虚偽の申告をしていることが判明したとき。

(３)　当該被害が犯罪被害でないことが判明したとき（前記(２)に該当する場合を除く。）。

(４)　他の法令に基づき初診料等に相当する額の給付が被害者に行われ、又は行われることが予定されているとき。ただし、当該給付の額が被害者が医療機関から請求を受けた初診料等の額を下回るときは、その差額に相当する額を支給するものとする。

第５　支出の手続等

１　事件の認知後、被害者が初めて医療機関において受診する場合

(１)　警察署の刑事課長及び生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。以下「事件担当課長」という。）は、前記第２に掲げる性犯罪のいずれかに該当する事件を認知したときは、直ちに警察署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。

(２)　前記(１)により報告を受けた署長は、医療機関の診断を必要と認めるときは、当該報告を行った事件担当課長に、当該報告に係る事件の被害者又はその保護者（以下「被害者等」という。）に対して、この例規通達に基づく診断費用の公費による支出の制度（以下「診断費用支出制度」という。）について説明させるとともに、この制度を利用することについて被害者等の意思を確認させるものとする。

(３)　前記(２)により被害者等から診断費用支出制度を利用したい旨の申出があったときは、事件担当課長は、初診料等支出事件報告書（別記様式第１号）により、警察署会計課長（副署長又は次長が兼ねているときは、会計係長。以下同じ。）に連絡した上、署長に報告するとともに、初診料等支出事件報告書の写しを府民応接センター所長に送付するものとする。

(４)　事件担当課長は、前記(３)により報告を行った後、被害者に医療機関において診察を受けさせるときは、当該被害者に係る事件を担当する捜査員又は被害者支援推進要綱（平成９年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）第３の２の(２)に規定する性犯罪指定捜査員若しくは被害者支援班制度運用要領（平成13年５月25日例規（府民・刑総・交総・生総・地総・備総）第67号）第７の１の(４)に規定する支援要員（以下「捜査員等」という。）を同行させるものとする。この場合において、当該医療機関に対しては、初診料等については後日、大阪府警察から支払う旨を説明し、その了解を得ておくとともに、当該医療機関から請求書（別記様式第２号）を徴するものとする。

(５)　署長は、前記(４)により医療機関から徴した請求書に基づき、総務部会計課長に支出の依頼を行うものとする。

(６)　前記(５)により支出の依頼を受けた総務部会計課長は、医療機関が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。

２　事件の認知時に被害者が既に医療機関において受診している場合

(１)　前記１の(１)の報告を受けた署長は、医療機関の診断を必要と認める場合で、被害者が既に医療機関の診断を受けて診断費用を支払っているときは、当該報告を行った事件担当課長に、当該報告に係る事件の被害者等に対して、診断費用支出制度について説明させるとともに、この制度を利用することについて被害者等の意思を確認させるものとする。

(２)　事件担当課長は、前記(１)により被害者等から診断費用支出制度を利用したい旨の申出があったときは、当該診断費用に係る領収書その他診断費用を支払ったことを疎明する資料（以下「領収書等」という。）を確認し、その写し及び申出書（別記様式第３号）を徴するものとする。

(３)　事件担当課長は、前記(２)の措置を執った後、支出金額を確認し、支出報告書（別記様式第４号）により、警察署会計課長に連絡した上、署長に報告するとともに、支出報告書の写しを府民応接センター所長に送付するものとする。

なお、領収書等の写しでは支出金額を特定できない場合は、被害者の診断を行った医療機関に確認するものとする。

(４)　署長は、前記(２)により被害者等から徴した領収書等の写し及び支出報告書に基づき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める支出の手続をとるものとする。

ア　現金で支払をする場合　原則として、大阪府財務規則（昭和55年府規則第48号）第42条に規定する資金前渡職員に対して、小口支払基金の管理に関する規則（昭和55年府規則第45号。以下「小口規則」という。）に定める支出手続をとらせるものとする。この場合において、資金前渡職員は、支出報告書に記載された金額の現金を被害者等に交付するとともに、領収証書（別記様式第５号）を徴し、小口規則に定める精算手続をとるものとする。

イ　口座振込の方法により支払をする場合　署長は、被害者等が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。

３　被害者が再度医療機関において受診する場合

前記１の(４)又は前記２の(１)の医療機関（以下「初回医療機関」という。）での診断後に、被害者に対して性感染症検査又は人工妊娠中絶が行われる場合の費用については、次に定めるところにより支出するものとする。

(１)　性感染症検査に係る手続等

ア　事件担当課長は、初回医療機関での診察において、後日、被害者に性感染症検査を行う必要があるとの診断があった場合で、被害者から性感染症検査を受診したい旨の申出があったときは、被害者等に対して、診断費用支出制度により原則として初回医療機関において行われる性感染症検査に係る費用に限り支出する旨を説明し、これを受診する際には事前に、受診した後には速やかに捜査員等に連絡するよう教示するものとする。

イ　前記アの場合において、事件担当課長は、被害者等に対して請求書の様式を交付し、これを初回医療機関に提出するよう依頼するものとする。

なお、当該初回医療機関が前記２の(１)の医療機関である場合は、当該医療機関に対して、性感染症検査に係る費用について、当該医療機関からの請求に基づき、後日、大阪府警察から支払う旨を説明し、その了解を得ておくものとする。

ウ　事件担当課長は、前記ア及びイの措置を執った後、被害者等から性感染症検査を受診する旨の連絡を受けたときは、初診料等支出事件報告書により、警察署会計課長に連絡した上、署長に報告するとともに、初診料等支出事件報告書の写しを府民応接センター所長に送付するものとする。

エ　署長は、初回医療機関から性感染症検査に係る請求書が送付されたときは、当該請求書に基づき、総務部会計課長に支出の依頼を行い、当該支出の依頼を受けた総務部会計課長は、医療機関が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。

(２)　人工妊娠中絶に係る手続等

ア　事件担当課長は、初回医療機関その他の医療機関の検査により被害者の妊娠が判明し、かつ、その妊娠が前記第２に掲げる性犯罪によるものである可能性がある場合は、被害者等に対して、診断費用支出制度により原則として初回医療機関において行われる人工妊娠中絶に係る費用に限り支出する旨を説明するとともに、この制度を利用することについて被害者等の意思を確認するものとする。

イ　前記アの場合において、事件担当課長は、被害者等から人工妊娠中絶を受けたい旨の申出があったときは、被害者等に対して、人工妊娠中絶を受ける際には事前に、受けた後には速やかに捜査員等に連絡するよう教示するとともに、前記(１)のイ及びウに準じて措置するものとする。

ウ　署長は、初回医療機関から人工妊娠中絶に係る請求書が送付されたときは、当該請求書に基づき、総務部会計課長に支出の依頼を行い、当該支出の依頼を受けた総務部会計課長は、医療機関が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。

第６　留意事項

１　診断費用支出制度について被害者等に対して説明を行う際には、次に掲げる事項に留意すること。

(１)　被害者等の心情等に配意して、不用意な言動により精神的被害等の二次的被害を与えることのないように対応すること。

(２)　公費により支出する診断費用は、初診料等に限られることを十分に説明し、誤解のないようにすること。

(３)　前記第５の２の場合において、領収書等がないときは、初診料等を公費により支出することができないこと。

２　初診料等の支払について初回医療機関に対して説明を行う際には、次に掲げる事項に留意すること。

(１)　初診料等の支払方法については、初回医療機関が指定する金融機関の口座への振込み以外に方法がないこと。

(２)　被害者等が請求書を初回医療機関に持参した際には、その都度大阪府警察宛ての請求書を作成して送付する必要があること。

第７　経過措置

１　「刑法の一部改正に伴う関係例規通達の一括整理について」（平成29年10月６日例規（刑総）第86号。以下「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の規定により診断費用の公費による支出の対象となる性犯罪は、一部改正例規による改正後の性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の規定により診断費用の公費による支出の対象となる性犯罪とみなす。

２　「性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の一部改正について」（令和５年３月24日例規（府民・生総・刑総）第26号。以下「令和５年一部改正例規」という。）による改正後の性犯罪被害者に係る診断費用の支出に関する要領の規定は、令和５年一部改正例規の実施の日以後に発生した性犯罪の被害者について適用する。

前　文（抄）（令和５年３月24日例規（府民・生総・刑総）第26号）

令和５年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。